

## 高速道路等の沿道における屋外広告物対策に取り組みます

### 1. 現状

本県では、良好な景観形成等を目的とした和歌山県屋外広告物条例（昭和59年条例第10号。以下「条例」といいます。）に基づき、阪和自動車道の開通（昭和49年）を契機として高速道路、自動車専用道路（以下「高速道路等」といいます。）の沿道300mの範囲内における屋外広告物の設置を原則として禁止してきました。

しかしながら、こうした規制は必ずしも遵守されず、また、県もこれに対して十分な措置を講じてこなかったこと等から、高速道路等の沿道において無秩序に違反広告物が設置されている箇所が存在しています。



禁止区域（路端から300m以内）に設置された違反広告物の例

### 2. 今回の取組み

#### (1) 目的

本県は、世界遺産やジオパーク等多くの観光・文化資源を保有する観光立県であり、これらの資源を活用するためにも、現在、高速道路等の整備が順次進められています。また、和歌山県景観条例（平成20年条例第21号）等の活用により、景観資源を保全しつつ良好な景観形成に努めているところです。

こうした中、来県される皆様の利便性向上の観点から、高速道路等の沿道において、周辺景観と調和しつつ、わかりやすく統一感のある案内広告物を整備・誘導していく必要があると考えています。

今般、上記の問題意識とこれまで十分な措置を講じてこなかった反省を踏まえ、以下の取組みを進め、良好な景観形成及び来県される皆様の利便性向上を目指します。

（参考）周辺景観との調和、集合化の例



広告物が乱立すると、沿道景観に悪影響を与えます



景観に配慮し、集約化することにより、見やすくすっきりした印象を与えます

## (2) 具体的な取組内容

### ① 高速道路等の沿道における屋外広告物規制の見直し

現行の条例では、和歌山市を除く和歌山県内を対象に、高速道路等の沿道 300m の範囲（路面から上）においては原則として屋外広告物の設置を禁止していますが、今般、一定の基準に適合する屋外広告物についてはその設置を認める方向で規制を見直します。

### ② 違反広告物の撤去指導

①に併せ、現行の規制に違反する広告物（現存するもの）の是正に関係市町と連携して取り組みます。

## 3. 今後の予定

2(2)の取組内容について、まず和歌山県景観審議会（本年8月9日開催予定）の意見を聴くとともに、その後、パブリックコメントを通じて県民の皆様のご意見を伺います。そのうえで、以下のスケジュールで進めていく予定です。

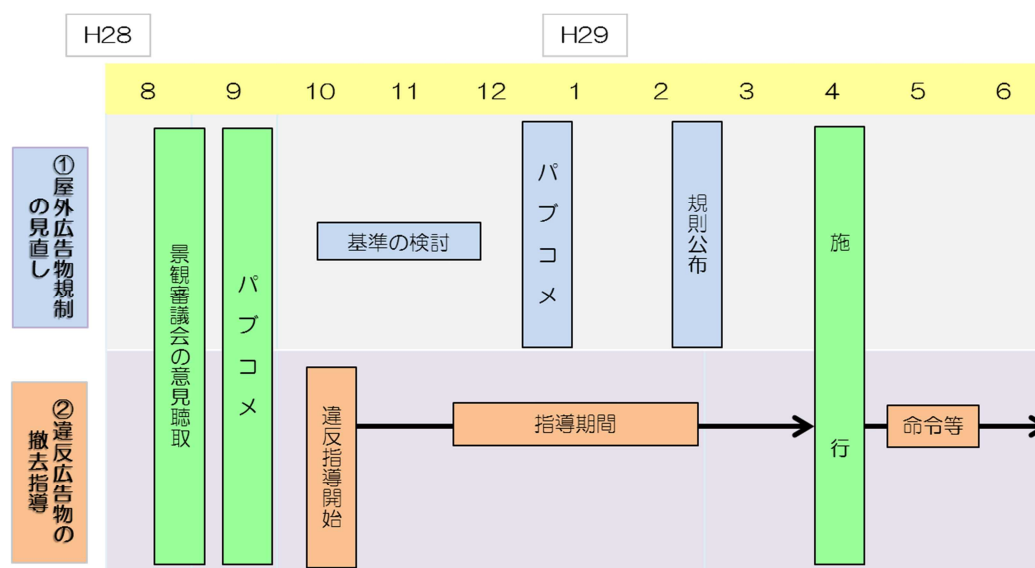
### ① 高速道路等の沿道における屋外広告物規制の見直し

デザイン等の詳細について専門家の意見を聞きながら、高速道路等の沿道における屋外広告物の新たな設置基準案（条例に基づく施行規則の一部改正案等）を検討し、パブリックコメント等を経た後、平成29年4月の施行を目指します。

### ② 違反広告物の撤去指導

本年10月を目処に違反広告業者等に対する指導に着手し、今年度末までに違反広告物を撤去するよう促します。

なお、新施行規則の施行（平成29年4月）までに改善されない場合には、違反広告業者等に対して、屋外広告物条例に基づく撤去命令等を行います。



問い合わせ先

県土整備部都市住宅局都市政策課  
景観・公園班 前山 谷川  
TEL：073-441-3228